

新たに障害のある方を雇いたいのですが・・・

#### Q1.まず何から始めたらよいのでしょうか？

新たにお仕事を検討される際に、実際に従事する「職務内容」の決定と、雇入れる「雇用条件の設定」が必要になります。また、障害者雇用に取り組んでいくことについて、社内でのコンセンサスを形成していくことも重要です。

障害者職業センターでは、各事業主の方のお悩み事を確認しながら、継続的な相談や支援を行っていきます。

#### Q2.「職務内容」はどのように設定していけば良いのでしょうか？

職務内容（仕事内容）を検討していく際には、大きく「①現在ある職務内容をそのまま障害のある方に従事していただく方法」と「②障害のある方が対応しやすい業務等を創り出していく方法」があります。②の場合には、より具体的な検討が必要になります。

障害者職業センターでは、実際の職場を見させていただきながら、どのような職務内容であれば従事しやすいのか等について情報提供をさせていただきます。また、同業他社の取り組みを業種や障害ごとにデータベース化した「障害者雇用事例リファレンスサービス」(<https://www.ref.jeed.go.jp>)もご紹介させていただきます。

#### Q3.「雇用条件の設定」はどうすれば良いのでしょうか？

勤務時間や給与等については、職務内容や事業主の判断で大きく異なります。具体的なご相談は管轄のハローワークをご紹介させていただいております。

#### Q4.障害のある方の紹介やあっせんはできますか？

障害者職業センターでは仕事のあっせんや紹介はしておりません。しかしながら、採用計画や求人内容をご案内いただければ、ハローワークや支援機関と連携して、より多くの求職者と出会っていただけるような機会設定の支援をさせていただきます。

#### Q5.雇入れ時のトイレ等設備の改修や専門的な相談は可能ですか？

当機構では、労務管理、医療、建築等の様々な分野の専門家が「障害者雇用管理サポーター」として登録をしています(<https://shienjinzai.jeed.go.jp>)。

障害者雇用の納付金制度に基づく助成金については、当機構長野支部 高齢・障害者支援課にお問い合わせください

([https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagano/20\\_ks.html](https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagano/20_ks.html))



#### Q6.国や地方公共団体の公務部門や公務員も相談が可能ですか？

公務部門※については、当センターでの支援対象にはなりませんので、ハローワーク等にご相談ください。

※国及びその出先機関並びに地方公共団体に加え、行政執行法人、特定地方独立行政法人も含まれます。

現在障害者雇用をしています・・・

#### Q7.すでに勤務している障害者にも支援が可能でしょうか？

当センターでは、新規の雇入れの相談に限らず、採用後の雇用管理に関するご相談にも対応しております。お電話を頂ければ訪問による相談も可能です。

#### Q8.どのような支援ができますか？

障害のある方の作業方法や内容の見直しに関する相談はもとより、在職されている障害のある方の、キャリアアップやステップアップに向けた相談や支援も行っています。

#### Q9.ジョブコーチ支援を活用したいのですがどうすれば良いですか？

当センターまで直接ご連絡をお願いいたします。担当のスタッフが企業にお伺いし、詳細をお伺いいたします。なお、ジョブコーチ支援は以下の場面で効果が期待できます。

- ①今の作業に加えて新たに作業を任せたいが、どのように指導していけば良いのか分からない。
- ②指導担当者が変わり、障害のある方にどのように接していけば良いか不安。
- ③業務のステップアップのためにどのようなことに取り組んでいけば良いのか期間をかけて相談をしていきたい

なお、支援は計画に基づいて取り組んでいくこととなりますので、2週間程度の調整期間を頂いております。詳しくは「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援」のページをご覧ください。

#### Q10.他社の障害者への対応はどうしているのか知りたいのですが？

障害者職業センターでは、障害者雇用をご検討であったり、現在お雇いの事業主の方を対象に、「事業主支援ワークショップ」を行っております。

他の企業の取り組みの実際や対応方法を知っていただける機会になります。詳細はホームページに掲載をしますので、ぜひご参加ください。

